

制限付一般競争入札の範囲拡大

これまで3億円以上の建設工事を対象としてきた「制限付一般競争入札」を、原則として50万円以上の建設工事に範囲を拡げることとします。

制限の主な内容としては、競争性を高めながら、市内の事業者の受注機会を確保するため、設計金額や工事の内容に応じて入札参加できる範囲を市内事業者とするなどの所在地要件を設けています。

なお、このことに伴い「意向確認型指名競争入札」は廃止、「指名競争入札」は緊急時等に限られることとなります。

入札方法新旧対照表

入札方法	入札対象工事の設計金額	
	現行	改正後
制限付一般競争入札	3億円以上	原則50万円以上の工事
意向確認型指名競争入札	1,000万円以上3億円未満	廃止
指名競争入札	1,000万円未満	緊急時等
随意契約	130万円以下または緊急、その他	原則50万円未満または緊急時等

【用語の説明】

制限付一般競争入札
一般競争入札のうち、事業所の所在地などの要件を定め、たうえで、契約に関する公告を行い、当該要件をすべて満たす者に競争させるもの。

指名競争入札
指名競争入札とは、市が、技術力・経営状況等について適当と認める複数の事業者を指名し、指名事業者のみを入札において競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法。

随意契約
随意契約とは、競争によることが適当でない場合、または困難な場合等に、入札によることなく、市が適当と認める者を選んで契約を締結する方法。

小規模契約希望者登録制度の導入

市発注の軽易な修繕工事については、入札参加資格を持たない小規模な事業者も受注することができるよう、「小規模契約希望者登録制度」を導入しました。

●契約の対象

工事内容が軽易なもので、50万円未満の修繕工事

●主な登録対象者の要件

- ・市内に主たる事業所を有する方
- ・本宮市の入札参加資格者名簿に登録されていない方
- ・希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有する方
- ・市税を滞納していない方

●登録の手続き

- ・登録を希望する方には、市の定める申請書様式により市に登録申請していただきます。
- ・市は、原則、随時登録申請を受け付けます。

●申請受付場所

6月1日から市役所財政課および、白沢総合支所地域振興課にて登録申請を受け付けます。
詳しくは、市役所 財政課契約係（内線213番）にお問い合わせください。

談合等不正行為防止策の内容

全国的に問題となっている談合等不正行為を防止するため、次について見直しを行なっています。

- 談合等の悪質な不正行為があった場合、「賠償金」などの割合を、「請負代金額の10分の1」から「請負代金額の10分の1.5」に引き上げました。
- 談合等の悪質な不正行為があった場合の「指名停止期間」を、「最大18ヵ月」から「最大24ヵ月」に延長し、制限付一般競争入札への参加を制限します。
- ◆問い合わせ先 財政課契約係（内線213）



透明で公平な入札を目指し

工事入札制度が見直されました。

市では、公共工事発注における透明性・公平性の確保と、地域経済の活性化および経費削減を促進することを目的に、公共工事に係る入札制度の見直しを行いました。
平成19年5月下旬の工事発注分から、新制度による入札を実施しています。
今月号では、制度見直しの主な内容を紹介いたします。

制度見直しの主な内容

制度改正の主な内容は、次の3つとなります。

- 制限付一般競争入札の範囲を拡大
- 小規模契約希望者登録制度の導入
- 談合等の不正行為防止策の見直し